

開示通知書

令和 年 月 日
特 許 庁 長 官

特許権存続期間延長登録出願人

〇〇 〇〇 様

出願番号 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇に関し、

令和 年 月 日付け提出の閲覧請求に基づき、特許法第67条の2第2項に規定の「延長の理由を記載した資料」について、下記のとおり決定したので、特許法第186条第2項の規定に基づき通知します。

記

1. 開示の範囲

令和 年 月 日付け提出の「特許法第67条の2第2項に係る営業秘密に関する申出書」に基づき、営業秘密が記載された個所を除き開示します。

なお、一部申出を認めない個所及び理由については別紙を参照してください。

2. 閲覧実施

行政不服審査法による審査請求期間にかかわらず、この通知の送達を受けた日の翌日から起算して14日経過後に、閲覧に供します。

この処分について不服がある場合には、この処分の送達を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、特許庁長官に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができます。

この処分に対する訴えは、この処分の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）提起することができます。

この謄本は原本と相違ないことを認証します。

認証日（発送日）令和 年 月 日
経済産業事務官 〇〇 〇〇

この通知に関し、ご不明な点は次の担当部署へお問い合わせください。

出願課特許行政サービス室閲覧担当 〇〇 〇〇

（電）03-3581-1101（内）2756